

株 主 各 位

証券コード 6654
2023年 4 月10日
電子提供措置の開始日
2023年 4 月 3 日
京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
不二電機工業株式会社
代表取締役社長 八 木 達 史

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujidk.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6654/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁の「議決権行使についてのご案内」に従い、2023年4月26日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使して下さいませよう、お願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 滋賀県草津市野村三丁目4-1 当社草津製作所 本館三階講堂
3. 目的事項
報告事項 第65期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
 - ・議決権行使書による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複して行われた場合は、後ろに到着したものを有効とさせていただきます。
- なお、議決権行使書とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

その他本招集ご通知に関するご案内事項

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の前記の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の新株予約権等に関する事項
 - ② 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ③ 事業報告の会社の支配に関する基本方針
 - ④ 計算書類の個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

- ・当日は、最寄駅であるJR草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスを、JR草津駅西口にご用意しておりますので、ご利用下さい。
ご来場される全ての株主様には、送迎バスご乗車時または株主総会会場ご入場時に、検温をさせていただきますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。
なお、「発熱（37.5℃以上）している」、「体調不良と見受けられる」場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承下さい。
- ・会場や開始時間の変更など、株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujidk.co.jp/ir/meeting.html>）にてお知らせいたします。
- ・株主の皆様へのお土産は廃止しておりますので、予めご了承下さい。
- ・株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の方針について
2022年9月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類）の電子提供制度（以下、「本制度」と言います。）が導入されました。本制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集通知（以下、「通知文書」と言います。）をお送りすることにより、株主総会資料を提供することができる制度です。全ての上場会社は本制度の採用を強制されることから、当社においては2023年4月27日開催予定の第65回定時株主総会より本制度が適用されることとなりました。
本制度の適用を受け、当社は、本制度の導入趣旨及び環境負荷の低減等を考慮し、議決権を有する株主の皆様には通知文書と株主総会参考書類のみを書面でお送りし、株主総会資料の全文については、当社ホームページ等でご提供することといたしました。
なお、次回以後の株主総会について書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の株主総会の基準日（定時株主総会における議決権の基準日は毎年1月31日）までに当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）または口座を開設されている証券会社に「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧下さい。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/6654/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

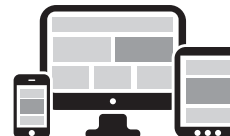
インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2023年4月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2023年4月26日(水曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限

2023年4月26日(水曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入下さい。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

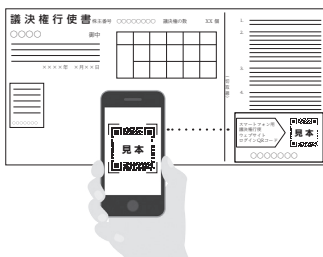
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

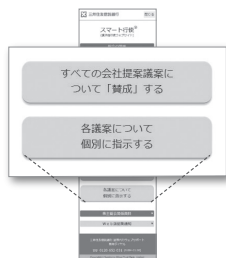
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

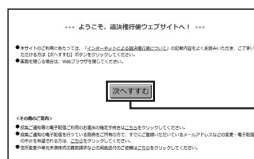
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

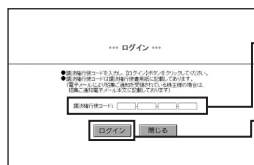
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

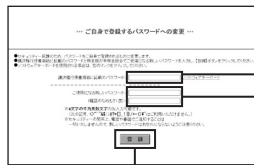
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自 2022年2月1日)
(至 2023年1月31日)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、企業における設備投資や生産活動に持ち直しの動きが見られましたが、海外の地政学的リスクに伴う資源価格の上昇や国内の物価上昇による個人消費の低迷が懸念されるなど、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では重電機器、一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、補助スイッチや試験用端子が増加しましたが、太陽光発電向け設備の販売や鉄道車両用製品が減少したことから、売上高は3,707百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

利益面におきましては、受注高の増加に伴う在庫の積上げや製造原価における経費の一部が低減したことから、営業利益は350百万円（前年同期比52.9%増）、経常利益は374百万円（前年同期比36.6%増）、当期純利益は262百万円（前年同期比37.3%増）となりました。

(2) 製品分類別概況

・制御用開閉器

鉄道車両用各種スイッチが減少しましたが、補助スイッチが増加したことから、売上高は995百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

・接続機器

コネクタ端子台や試験用端子が増加したことから、売上高は1,611百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

・表示灯・表示器

各種表示器が増加しましたが、鉄道車両用表示灯や集合表示灯が減少したことから、売上高は465百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

・電子応用機器

デジタルアラームや表示モジュールが減少しましたが、I/Oターミナルやアナンシェータリレーが増加したことから、売上高は598百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

・仕入販売

部品販売が増加しましたが、太陽光発電向け設備の販売が減少したことから、売上高は36百万円（前年同期比80.4%減）となりました。

・その他

電気制御機器以外の売上高は0百万円となりました。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当事業年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(2) 設備投資

① 当事業年度中における設備投資総額は、68百万円であります。

② 当事業年度中における主要な設備投資は、次のとおりであります。

基板外観検査装置 16百万円

金型投資 28百万円

なお、重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当事業年度)
売上高	3,944,609	3,659,987	3,721,785	3,707,244
経常利益	399,639	306,608	274,133	374,497
当期純利益	280,475	205,383	191,243	262,528
1株当たり当期純利益	47円39銭	35円16銭	33円34銭	46円77銭
総資産	11,158,808	10,901,321	11,004,191	10,869,981
純資産	10,482,436	10,228,972	10,286,741	10,167,593
1株当たり純資産額	1,765円89銭	1,783円74銭	1,789円50銭	1,831円24銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益については期中平均発行済株式総数から、1株当たり純資産額については期末発行済株式総数から、それぞれ自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

4. 対処すべき課題

当社の主力である電力・重電機器市場は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素電源の拡大を進めて行く必要から、システムのデジタル化を中心とした電力ネットワークの次世代化と広域連系システムの整備が全国規模で進むことが予想され、その事業環境は大きく、かつ急速に変化しております。

当社では、このような事業環境の変化をチャンスと捉え、積極的な次世代製品の開発や収益力の強化、コスト改善が課題であると認識しております。

次世代製品の開発や収益力の強化では、デジタル化に対応した機器の開発や高齢化と労働人口の減少に対応する省力化・省人化機器などの付加価値の高い製品の市場投入、ユーザーニーズに適したソリューション提案を通じて、収益基盤の強化を図ってまいります。また、仕入販売における取扱商品の拡充による新たな市場の開拓・拡大、外販用の生産装置や金型製作などを推進し、収益基盤の多角化を図ってまいります。

コスト改善については、設備投資による生産性向上を通じた製造原価の低減や不採算製品の改廃、一層の業務のデジタル化推進により、コスト競争力を高めてまいります。

また、2022年6月に「SDGs宣言」を行い、「社会インフラに安心安全を暮らしにやさしさを」、「環境にもやさしさを」、「人の成長を促し働きがいのある企業づくり」を取り組みテーマとすることを決定いたしました。「誰一人取り残されない」持続可能な世界の実現に向けて、社会インフラの適切な稼働を支えるものづくりをはじめ、温室効果ガスの排出量削減や働きがいのある職場環境の整備などに取り組んでまいります。

5. 事業内容

制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器の製造販売

当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

(1) 制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

(2) 接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、試験用端子、大電流接触子

(3) 表示灯・表示器

LED表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

(4) 電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー

6. 営業所及び工場ならびに従業員の状況

(1) 営業所及び工場

本 社	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
東京オフィス	東京都港区
草津製作所	滋賀県草津市
みなみ草津工場	滋賀県草津市
新旭工場	滋賀県高島市

(2) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	11名減	41歳7ヵ月	17年7ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー162名を含んでおりません。

7. 親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

8. 借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社京都銀行	70,000

II. 株式に関する事項 (2023年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数 26,676,000株
2. 発行済株式の総数 6,669,000株 (うち自己株式 1,121,430株)
3. 当事業年度末の株主数 11,284名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
藤本豊士	864	15.58
公益財団法人藤本奨学会	650	11.71
藤本順子	329	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	216	3.89
京都中央信用金庫	150	2.70
株式会社京都銀行	132	2.38
不二電機工業従業員持株会	70	1.27
三井住友信託銀行株式会社	70	1.26
日本生命保険相互会社	56	1.01
小西正	55	1.00

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は当事業年度末において自己株式1,121千株を保有しておりますが、上記「上位10名の株主」からは除外しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	普通株式 3,800株	5名

(注) 上記は、当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する「譲渡制限付株式報酬」制度に基づき交付されたものであります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
八木達史	代表取締役社長	
藤居和義	取締役	執行役員 技術営業部門統括 営業部長兼スマートソリューション部長
佐々木誠仁	取締役	執行役員 生産部門統括 新旭製造部長兼M ³ エンジニアリング部長
中清水毅	取締役	執行役員 経営管理部門統括 人事部長
下村徳子	取締役	執行役員 総務部長
吉村良一	取締役	吉村建設工業株式会社 代表取締役
志萱章宏	取締役（監査等委員・常勤）	
富山竜二	取締役（監査等委員）	富山竜二公認会計士事務所 代表
佐賀義史	取締役（監査等委員）	檜山・佐賀法律事務所 所属
伊原友己	取締役（監査等委員）	弁護士知財ネット 理事

- (注) 1. 取締役吉村良一氏及び取締役（監査等委員）富山竜二氏、佐賀義史氏、伊原友己氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）富山竜二氏は公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）佐賀義史氏及び伊原友己氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- なお、取締役吉村良一氏及び取締役（監査等委員）富山竜二氏、佐賀義史氏、伊原友己氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とするべく、志萱章宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

契約期間は1年間で、契約更新時には同内容で更新し、保険料は全額当社が負担しております。

3. 取締役の報酬等の決定に関する方針等

(1) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、予め代表取締役1名と社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）4名で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長：社外取締役）で審議を経た上で、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役職及び職責に応じた報酬等に関する基準（以下、「報酬基準」と言います。）を決定し、その報酬基準に従い、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、個人別の報酬額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値最大化に対する意欲を高めるため、固定報酬（基本報酬及び譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等（賞与）で構成しており、報酬基準において、固定報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランスを考慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬とに按分した金額を定めております。

なお、基本報酬は月例定額としております。

業績連動報酬等（賞与）は、報酬基準において、本業での利益を示す営業利益等の指標を勘案した基準と役職及び職責に応じた算出基準を定めており、各事業年度において報酬基準に従い報酬額を取締役会により決定しております。業績連動報酬等（賞与）の支給は各事業年度につき1回としておりますが、当事業年度においては、実績が営業利益（3段階）等の所定の基準を満たさなかったため、業績連動報酬等（賞与）はございませんでした。

固定報酬のうち、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、株式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、報酬基準において役職及び職責に応じた報酬を定めております。非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給は各事業年度につき1回としております。

なお、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

監査等委員である取締役の報酬は、報酬基準によって、月例定額である基本報酬のみで構成されており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- (2) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬等諮問委員会が取締役会において決定した報酬基準の整合性を含め、審議・答申し、取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、取締役の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の取締役の報酬等について、前記の個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額等

区分	支人 給数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち、社外取締役）	6名 (1名)	53,899千円 (3,480千円)	48,130千円 (3,480千円)	5,768千円 (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	4名 (3名)	21,630千円 (9,630千円)	21,630千円 (9,630千円)	- (-)	- (-)
合計 （うち、社外取締役）	10名 (4名)	75,529千円 (13,110千円)	69,760千円 (13,110千円)	5,768千円 (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。
上表のほか、使用人兼務取締役（4名）に対する使用人分給与相当額（含賞与）として、37,458千円支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は20百万円以内）、監査等委員である取締役が年額30百万円以内と決議いただいております。
なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は4名であります。
また、この報酬限度額とは別枠で、2018年4月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名であります。
なお、これにより、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。
3. 非金銭報酬等は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式による報酬額であり、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ. 株式に関する事項（2023年1月31日現在）」5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載しております。

5. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当 社 と の 関 係
取 締 役	吉 村 良 一	吉村建設工業株式会社 代表取締役	当社と吉村建設工業株式会社との間には、特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	富 山 竜 二	富山竜二公認会計士 事務所代表	当社と富山竜二公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	佐 賀 義 史	檜山・佐賀法律事務所 所属	当社と檜山・佐賀法律事務所との間には、特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	伊 原 友 己	弁護士知財ネット理事	当社と弁護士知財ネットとの間には、特別の関係はありません。

6. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	吉 村 良 一	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、指名・報酬等諮問委員会5回のすべてに出席し、積極的に発言しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の審議・決定プロセスを監督し、取締役会に対して独立した立場から助言を行っております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員長として企業統治の透明性や客観性確保のための主導的な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	富 山 竜 二	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべて、指名・報酬等諮問委員会5回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	佐 賀 義 史	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査等委員会12回のうち11回、指名・報酬等諮問委員会5回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	伊 原 友 己	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべて、指名・報酬等諮問委員会5回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に弁護士・弁理士として知的財産等の法務に関する専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識会計基準導入に関する助言業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の旨と理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,152,067	流動負債	578,423
現金及び預金	4,466,974	買掛金	122,753
受取手形	38,913	短期借入金	120,000
電子記録債権	322,929	未払金	45,543
売掛金	1,014,691	未払費用	51,974
製品	255,512	未払法人税等	75,768
仕掛品	453,508	未払消費税等	15,400
原材料	563,602	賞与引当金	55,566
前払費用	16,407	製品保証引当金	84,914
その他	19,526	その他	6,503
固定資産	3,717,913	固定負債	123,963
有形固定資産	3,046,626	退職給付引当金	108,523
建物	1,509,720	その他	15,440
構築物	5,009	負債合計	702,387
機械及び装置	136,355	純資産の部	
車両運搬具	682	株主資本	9,911,683
工具、器具及び備品	40,600	資本金	1,087,250
土地	1,347,627	資本剰余金	1,712,314
建設仮勘定	6,631	資本準備金	1,704,240
無形固定資産	13,005	その他資本剰余金	8,074
ソフトウェア	11,977	利益剰余金	8,368,109
その他	1,027	利益準備金	271,812
投資その他の資産	658,281	その他利益剰余金	8,096,296
投資有価証券	609,408	配当平均積立金	400,000
長期前払費用	18,422	別途積立金	7,050,000
繰延税金資産	21,260	繰越利益剰余金	646,296
その他	9,189	自己株式	△ 1,255,990
資産合計	10,869,981	評価・換算差額等	247,253
		その他有価証券評価差額金	247,253
		新株予約権	8,656
		純資産合計	10,167,593
		負債及び純資産合計	10,869,981

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年2月1日)
(至 2023年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,707,244
売上原価		2,415,005
売上総利益		1,292,239
販売費及び一般管理費		941,291
営業利益		350,948
営業外収益		
受取利息	358	
受取配当金	16,055	
受取賃借料	4,052	
助成金収入	7,340	
その他営業外収益	2,450	30,257
営業外費用		
支払利息	976	
投資事業組合運用損	5,322	
その他営業外費用	409	6,708
経常利益		374,497
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		374,497
法人税、住民税及び事業税	109,132	
法人税等調整額	2,835	111,968
当期純利益		262,528

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年2月1日)
(至 2023年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
						配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2022年2月1日残高	1,087,250	1,704,240	8,125	1,712,365	271,812	400,000	7,050,000	564,413	8,286,226	△1,027,968	10,057,873
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△180,645	△180,645		△180,645
当期純利益								262,528	262,528		262,528
自己株式の取得										△232,800	△232,800
自己株式の処分			△51	△51						4,778	4,726
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△51	△51	-	-	-	81,883	81,883	△228,022	△146,190
2023年1月31日残高	1,087,250	1,704,240	8,074	1,712,314	271,812	400,000	7,050,000	646,296	8,368,109	△1,255,990	9,911,683

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2022年2月1日残高	219,680	9,187	10,286,741
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△180,645
当期純利益			262,528
自己株式の取得			△232,800
自己株式の処分			4,726
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	27,572	△531	27,041
事業年度中の変動額合計	27,572	△531	△119,148
2023年1月31日残高	247,253	8,656	10,167,593

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

不二電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高見勝文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二電機工業株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月8日

不二電機工業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員 志 萱 章 宏	Ⓜ
監査等委員 富 山 竜 二	Ⓜ
監査等委員 佐 賀 義 史	Ⓜ
監査等委員 伊 原 友 己	Ⓜ

(注) 監査等委員 富山竜二及び佐賀義史及び伊原友己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、企業価値向上に向けて、技術開発、人材育成、I T（情報技術）化、生産合理化など、成長投資のための内部留保を確保した上で、目標配当性向を50%とし、長期安定配当することを利益配分の基本方針としております。

上記の方針及び当期の業績、経営環境などを考慮し、当事業年度の期末配当を1株当たり16円といたしたいと存じます。

なお、先に1株当たり16円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株当たり32円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、88,761,120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	やぎ さとし 八木達史 (1974年2月26日生)	1996年4月 当社入社 2016年2月 当社技術営業部技術部長 2017年2月 当社執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 2017年9月 当社社長付執行役員技術営業部門統括 2018年4月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 開発・製品戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、2018年4月より当社代表取締役社長に就任しています。 引き続き製品開発や事業戦略についての豊富な知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	25,100株
2	ふじ い かず よし 藤居和義 (1964年1月19日生)	1986年4月 当社入社 2006年2月 当社品質保証グループ部長 2008年2月 当社品質保証担当執行役員品質保証グループ部長 2011年2月 当社執行役員草津製造部長 2013年2月 当社上席執行役員みなみ草津製造部長 2015年2月 当社上席執行役員生産部門統括みなみ草津製造部長 2015年4月 当社取締役生産部門統括みなみ草津製造部長 2016年2月 当社取締役人事部長 2016年4月 当社取締役経営管理部門統括人事部長 2018年4月 当社常務取締役執行役員技術営業部門統括技術営業部長 2021年2月 当社常務取締役執行役員技術営業部門統括営業部長 2022年4月 当社取締役執行役員技術営業部門統括営業部長 2022年7月 当社取締役執行役員技術営業部門統括営業部長兼スマートソリューション部長（現任） 取締役候補者とした理由 生産・品質管理及び営業・販売管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2015年4月から当社取締役を務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	19,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	さ さ き あき ひと 佐々木 誠 仁 (1972年4月7日生)	1994年4月 当社入社 2013年2月 当社執行役員技術営業部技術部長 2016年2月 当社執行役員みなみ草津製造部長兼生産技術部長 2016年4月 当社取締役生産部門統括みなみ草津製造部長兼生産技術部長 2018年4月 当社取締役執行役員生産部門統括草津製造部長兼生産技術部長 2020年2月 当社取締役執行役員生産部門統括草津製造部長兼M ³ エンジニアリング部長 2021年2月 当社取締役執行役員生産部門統括新旭製造部長兼M ³ エンジニアリング部長(現任) 取締役候補者とした理由 開発・製品戦略及び生産・品質管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2016年4月から当社取締役に務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	8,100株
4	なか し みづ つよし 中清水 毅 (1974年2月10日生)	1994年4月 当社入社 2015年2月 当社執行役員新旭製造部長 2017年2月 当社執行役員草津製造部長 2018年4月 当社取締役執行役員人事部長 2021年2月 当社取締役執行役員経営管理部門統括人事部長(現任) 取締役候補者とした理由 生産・品質管理及び人事・人材開発に関する豊富な知識と経験を有しており、2018年4月から当社取締役に務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	5,700株
5	しも むら のり こ 下村 徳 子 (1974年7月2日生)	1999年10月 中央監査法人入所 2003年4月 公認会計士登録 2006年2月 中央青山監査法人退所 2006年7月 当社入社 2015年2月 当社執行役員総務部長 2018年4月 当社取締役執行役員経営管理部門統括総務部長 2021年2月 当社取締役執行役員総務部長(現任) 取締役候補者とした理由 公認会計士としての専門知識と経験を有し、当社において経理、財務及び内部統制構築等の業務を担い、2018年4月から当社取締役に務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	8,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	よしむらりょういち 吉村良一 (1958年10月2日生)	<p>1981年4月 株式会社銭高組入社 1983年9月 吉村建設工業株式会社入社 1983年12月 同社取締役 1997年4月 同社取締役営業部長 2001年8月 同社専務取締役大阪営業所長 2009年6月 同社取締役社長 2011年3月 同社代表取締役(現任) 2020年4月 当社社外取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての経験及び見識をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 取締役会が当社の企業価値向上に資するための経営戦略の立案、経営計画の決定を行う過程において、取締役会で適切な議論がなされているかを監督し、取締役会に対し独立した立場から助言を行うことその他、指名・報酬等諮問委員会の委員長として取締役等の人事や報酬決定プロセスに関し議論し、取締役会へ答申することで、企業統治に関する透明性及客観性の確保に寄与することを期待しています。 なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉村良一氏は社外取締役候補者であります。
3. 吉村良一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。
4. 取締役候補者の選任にあたっては、代表取締役1名と社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)4名で構成される「指名・報酬等諮問委員会」での審議を経て、取締役会で決定しております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の職務に関し被保険者が損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者であり、再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

ご参考：本定時株主総会終結後の取締役会の体制（予定）及び期待するスキル

	氏名	スキル								
		企業経営	開発・製品戦略	人事・人材開発	営業・販売管理	生産・品質管理	リスク管理	法務・コンプライアンス	財務・会計	独立性
（監査等委員である取締役を除く）	八木 達史	○	○		○		○			
	藤居 和義		○		○	○	○			
	佐々木 誠仁		○	○		○	○			
	中清水 毅			○		○	○			
	下村 徳子						○	○	○	
	吉村 良一	○		○			○			○
（監査等委員）	志萱 章宏		○			○	○	○		
	富山 竜二						○		○	○
	佐賀 義史						○	○		○
	伊原 友己						○	○		○

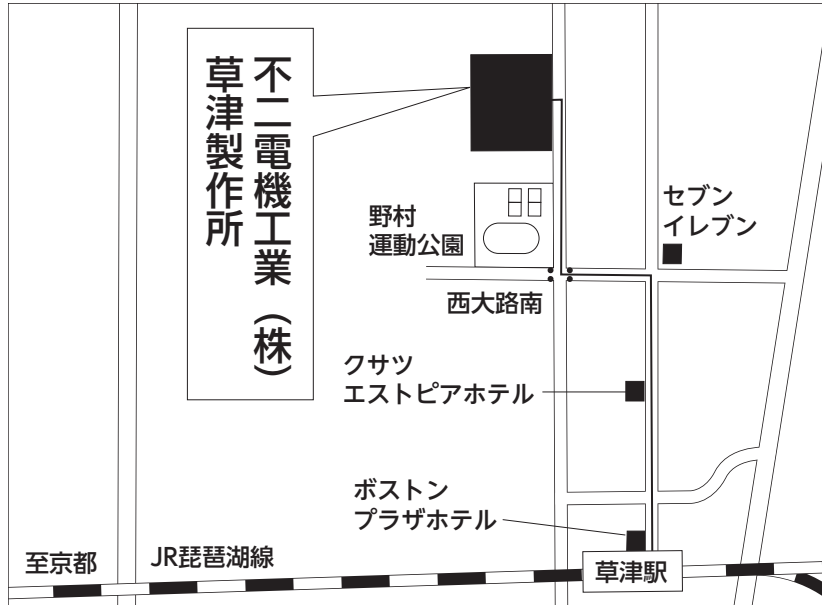
※各取締役特に期待するスキルを最大4個まで記載しております。上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社の取締役会の構成と取締役のスキルに関する方針について

1. 当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、取締役会を弁護士、公認会計士、企業経営経験者である社外取締役と、代表取締役の他に当社の業務に精通した社内出身の取締役に構成し、その規模については、業務執行の機動性向上及び取締役会による監督ならびに監査等委員会による監査の実効性確保のために必要な員数とすることを基本方針としております。
2. 取締役のスキルについては、その専門性や経歴・経験などから評価しており、企業経営の適法性、透明性の確保に資するスキルとともに、社会インフラに携わる企業として、開発・製品戦略、生産・品質管理に関するスキルを重要視しております。

株主総会会場ご案内図

滋賀県草津市野村三丁目4-1
当社草津製作所 本館三階講堂
電話 (077) 562-1215



《交通》JR琵琶湖線 草津駅西口より徒歩約15分
当日は草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスをご用意しておりますので、ご利用下さい。送迎バスをご利用の方は、草津駅西口にある下りエスカレーターをお使いいただきますと、担当者がバス乗り場をご案内いたします。

《送迎バス運行時間》

往路 午前9:00~9:50 (10分間隔で運行)

復路 定時株主総会終了後、随時運行

草津製作所構内に駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



この冊子は、環境に配慮
した植物油インキを使用
しています。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

第65回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

計算書類の個別注記表

第65期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）

不二電機工業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には含まれておりません。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		2012年度新株予約権	2013年度新株予約権		
発行決議日		2012年4月26日	2013年4月25日		
新株予約権の数		7個	7個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式700株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		1株当たり790円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり829円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円		
権利行使期間		2012年5月12日から 2042年5月11日まで	2013年5月11日から 2043年5月10日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1個 100株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2個 200株 2名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6個 600株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5個 500株 1名

		2014年度新株予約権	2015年度新株予約権		
発行決議日		2014年4月24日	2015年4月23日		
新株予約権の数		8個	11個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式1,100株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		1株当たり1,022円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり1,235円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円		
権利行使期間		2014年5月10日から 2044年5月9日まで	2015年5月9日から 2045年5月8日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員 の 保有状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2個 200株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	7個 700株 4名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6個 600株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4個 400株 1名

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
発行決議日	2016年4月26日	2017年4月26日
新株予約権の数	33個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式3,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式1,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1株当たり1,147円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり1,077円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間	2016年5月11日から 2046年5月10日まで	2017年5月12日から 2047年5月11日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員 保有状況	取締役(監査等委員 及び社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 33個 目的となる株式数 3,300株 保有者数 4名	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 1,300株 保有者数 5名

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第399条の13第2項の規定に基づき、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。
- (2) 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報手段の一つとして各事業所へ投書箱を設置する。また、社外の弁護士へ通報できる社外窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。
- (3) コンプライアンスにおける活動状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的開催する。
- (4) 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。
- (5) 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 取締役によるその他重要会議の議事録
- (4) 代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料
- (5) 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
- (6) 会計帳簿、計算書類等財務関連文書
- (7) その他取締役の職務執行に関する重要文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。
- (2) 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。
- (2) 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。
- (3) 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。
- (4) 取締役、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。
なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項

- (1) 6. で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (2) 6. で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 常勤監査等委員は、取締役会の他に経営会議や執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。
- (2) 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。
- (4) コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の2第4項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- (2) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。
- (3) 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

従業員及び役員に対し、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインに関する研修を実施し、周知と遵守状況の確認を行っております。

コンプライアンス委員会を奇数月に開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。

2. 内部監査体制

社長直轄の内部監査室により、各部署の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を取締役及び監査等委員会に対して報告しております。

3. 効率的な取締役の職務執行を確保するための体制

当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。また、取締役会の開催に先立ち執行役員会を開催し、各部署の責任者による業務執行に関する報告に基づき、審議すべき項目について議論を行い、情報を精査した上で取締役会に上程しております。

4. 監査等委員会監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室や会計監査人と定期的に意見交換し連携して監査を行うことで、効果的な監査を実施できる体制を構築しております。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき、当社の事業に関するリスクの評価を行った上で統制環境の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを各部署の自己点検、内部監査室による監査により評価しております。評価結果は、監査等委員会及び取締役会に報告しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において買収防衛策の導入に関する基本方針を定めておりません。

このような中で、大規模買付者が現れた場合、買付者と当社との円滑なコミュニケーションを行うこと、ならびに受領または送付した内容について速やかに情報開示を行うことができるよう、当社内部体制の充実に努めております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。

(4) 製品保証引当金

顧客に納品した一部製品に対して、将来の保証費用に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準 第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は電気制御機器の製造及び販売を行っており、取扱っている製品群は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器、仕入販売等となっております。顧客との契約に基づいて、受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っており、引渡し時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売の場合には、当該商品又は製品の出荷時に収益を認識しております。

輸出版売については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、当社では顧客の要望に応じて新製品の開発や金型及び装置の製作・販売等も行っております。これらは顧客が検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、検収時点で収益を認識しております。

履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用について、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準 第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準 第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りに関する注記

(製品保証引当金)

(1) 当事業年度に計上した金額 84,914千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に納品した一部の製品の不具合に関連して、将来の保証費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生する製品の不具合対応費用は、対象となる製品の数量、製品1個当たりの不具合対応費用、不具合により顧客側で発生する対応費用の負担金額等、合理的に見込まれる金額に基づき算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があります、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大による影響については、今後の収束時期等を予測することは困難な状況であります。経済活動が徐々に回復し、2024年1月期以降新型コロナウイルス感染拡大が収束に向かうものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、不確定要素が多く、その収束が長期化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産

土地

7,828千円

建物

113,222千円

計

121,050千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

120,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,263,062千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	6,669千株	－千株	－千株	6,669千株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	925千株	200千株	4千株	1,121千株

(注) 自己株式の増加は自己株式の取得によるものであり、自己株式の減少は譲渡制限付株式報酬制度及びストックオプションの行使によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年4月26日 定時株主総会	普通株式	91,892千円	16.00円	2022年1月31日	2022年4月27日
2022年9月6日 取締役会	普通株式	88,753千円	16.00円	2022年7月31日	2022年10月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年4月27日 定時株主総会	普通株式	88,761千円	利益剰余金	16.00円	2023年1月31日	2023年4月28日

4. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

普通株式 8,100株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	28,361千円
賞与引当金	16,925千円
未払事業税	6,455千円
製品保証引当金	25,864千円
退職給付引当金	33,056千円
その他	31,862千円
繰延税金資産小計	<u>142,525千円</u>

評価性引当額 △15,291千円

繰延税金資産合計 127,234千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△105,973千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△105,973千円</u>

繰延税金資産（△：負債）の純額 21,260千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないように、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

② 市場リスク（市場価格変動リスク）

投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理してまいります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額82,372千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	527,035	527,035	－
資産計	527,035	527,035	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	527,035	－	－	527,035
資産計	527,035	－	－	527,035

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	議決権等の所有 (被所有割合(%))
主要株主の近親者	藤本 順子	—	—	(被所有) 直接5.94 (注1)

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
—	自己株式の取得 (注2)	232,800	—	—

(注1) 議決権等の被所有割合は、自己株式取得後のものであります。

(注2) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2022年6月2日の終値によるものです。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

【財又はサービスの種類】	
制御用開閉器	995,550
接続機器	1,611,606
表示灯・表示器	465,692
電子応用機器	598,252
仕入販売	36,126
その他	15
顧客との契約から生じる収益	3,707,244
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,707,244

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,831円24銭
1 株当たり当期純利益	46円77銭

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,823千円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	100,732千円
退職給付費用	36,920千円
退職給付の支払額	△15,728千円
制度への拠出額	△13,401千円
退職給付引当金の期末残高	<u>108,523千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	363,717千円
年金資産	△255,194千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>108,523千円</u>
退職給付引当金	108,523千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	108,523千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	36,920千円
----------------	----------